

( 事務連絡 )

令和2年7月7日

各障害児者入所施設長 様

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等における新型コロナウイルス  
感染症発生に備えた対応等について（その2）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、厳しい社会・経済状況の中、御対応いただき感謝申し上げます。

さて、本県においては7月1日以降、県内全域に感染が拡大しており、極めて厳しい事態となっていることから、障害者支援施設等においては、なお一層の感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

また、令和2年7月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」が発出されましたので転送します。

なお、別添の「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等のポイント整理」は上記厚労省事務連絡のうち、障害者支援施設等において取り組むべき事項を整理したものです。

鹿児島県くらし保健福祉部  
障害福祉課施設支援係  
099-286-2749

## 障害者支援施設における新型コロナウイルス 感染症発生に備えた対応等のポイント整理

### 1 感染症拡大に向けた取組

- R2.4.7厚労省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」に基づく取組を引き続き進めること。
- 毎日の検温の実施や食事等の際における体調の確認等，日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること  
※自発的に体調の変化を伝えることが難しい利用者については，普段接している職員の気づきも非常に重要であることから，積極的に職員間の情報交換に努めること。

### 2 感染者等が発生した場合に備えた事前準備

障害者支援施設の利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し，軽症者等に該当すると医師が判断した場合，障害特性を踏まえ，必要な準備や感染対策を行った上で，施設内で療養せざるをえない場合もあることから，施設長は以下の取組を進めること。

#### (1) 福祉人材の確保

- 平時より，緊急時に備えた応援体制を構築しておくこと。
- 法人内で，生活支援員，事務職員等の職種に応じた人員確保策を検討すること。
- ※ 施設内で対応可能な職員が減少した場合に備え，最低限の人数で業務を遂行するシフトに移行するため，平時からの施設内職員の対応能力等の評価・分析も必要。

#### (2) 施設内の環境整備

- 施設長等は，①日ごろから協力医療機関や都道府県等と緊密に連携すること，②個室管理や生活空間等の区分けに係るシミュレーションや，人員体制に関する施設内・法人内等の関係者との相談，物資の状況の把握を行うこと，③感染者等が発生した場合の対応方針について，利用者や家族と共有をしておくこと。
- 特に障害者支援施設等においては，生活空間等の区分けについて，5月4日付事務連絡2(1)に記載した下記の動画等を参照しつつ，多機能型簡易居室の整備等も含め，各施設の構造・設備を踏まえ考える必要があること。

(参考)

- ・自治体・事業所等の取組（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11801.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11801.html)
- ・国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html#yobou](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou)
- ・宿泊療養における感染対策（非医療従事者向け）  
<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

※各URLをクリックすれば、動画画面に移動します。

### 3 感染者発生時等の対応

#### (1) 入院等について

- 利用者の入院時に、医療機関と障害者支援施設等との情報連携体制を構築できるよう、障害者の障害特性等について、障害者の主治医や施設職員と医療機関の間で情報共有を図ること。（連絡先等を共有すること）
- 障害者支援施設においては、5月4日付事務連絡3(2)を踏まえた対応を行うこと。
- 障害者支援施設から医療機関への搬送時には、施設側は、当該医療機関に対し、新型コロナウイルス感染状況（感染者であるか、濃厚接触者であるか）も含めた当該入所者の状況・症状等を可能な限り詳細に情報提供を行うこと。

R2.5.4厚労省事務連絡「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」抜粋

### 3 感染者発生時等の対応

#### (2) 濃厚接触者の調査等

- PCR検査の結果が陽性であることが確認された場合には、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力し、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行うこと。
- 疑い症例や濃厚接触者の調査等については、保健所の指示に従うこと。施設長は速やかに職員の確保等の対応を検討すること。
- 濃厚接触者の健康観察の方法等についても、保健所の指示に従うこと。
- 疑い症例や濃厚接触者の調査の結果、職員の不足が生じる場合には、施設長は速やかに職員の確保等の対応を検討すること。
- 濃厚接触者の健康観察の方法等についても、保健所の指示に従うこと。

#### (2) 検査等について

- 施設関係者に感染者が発生した場合には、適切な感染管理が可能となるよう、感染が疑われる者への速やかな検査を実施する。
- 濃厚接触者については、速やかに陽性者を発見する観点から、全ての濃

濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う。

- 濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとし、個室管理、ケア時の換気、感染防護具の着用、ケア前後の手洗い等の対応を行うこと。

### (3) 専門家の派遣等について

- 感染者や濃厚接触者が発生した施設においては、感染拡大防止のため、個室管理や生活空間等の区分け等を早期に行うこと。
- 感染者発生時の施設運営やマネジメントについては、保健所の指示を受け施設長が中心となって対応すること。
- 都道府県衛生主管部局は、厚生労働省へのクラスター対策班の派遣要請も含め、速やかに感染管理認定看護師等の派遣を検討し、施設内の感染拡大防止に努めること。加えて、医療チーム派遣の要否についても検討すること。

### (4) 物資供給に係る取組等について

- 障害者支援施設においても、必要な防護具等を確保し、それらを適切に用いながら適切にサービスを提供することが重要である。

## 4 感染者等の退院患者の施設での受入

- 障害者支援施設において、退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。なお、当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
- 障害者支援施設において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることも、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
- 当該退院者に対しては、他の利用者と同様に、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。